

平成30年10月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	4
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある部局では過去からサービス残業がおこなわれているのではないかと。	当該部局を含めた全ての部局に対し、改めて各所属における適正な超過勤務の執行及び管理に努めるよう伝えた。
② ある町で、白タク行為を行っている人物がいる。	所管外であるため不受理とした。
③ 和歌山県職員採用I種試験の専門試験において、傾斜配点の計算が間違っている可能性がある。	所管外であるため不受理とし、人事委員会に回付した。(参考「人事委員会の調査結果」:専門試験を再度確認したが、採点誤り、傾斜配点の計算誤りはなかった。)
④ ある市で、歩道のない道路側溝上に階段を設置したり植木鉢等を置いて、歩行者の通行の妨げになっている箇所がある。	所管外であるため不受理とした。
⑤ ある振興局の管理職は、勤務時間中に業務に関係のないインターネットを見ている。	通報の事実が一部確認できたため、所属に対し、今後は職務に専念する旨、本人に注意するよう指示した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ⑤
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1 ①
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ⑤
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	3 ②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H30.8月 ②	ある所属の管理職は、勤務時間中、ほとんど席にいないため、仕事の打ち合わせができない。さらに、承認を得ず、頻繁に外出しているようである。	調査の結果、疑念を持たれる行動が一部確認されたため、当該管理職に対し、今後このようなことがないよう厳重に注意した。
H30.8月 ⑤	ある指定管理者の職員は、音楽イベント開催に伴う苦情への対応が適切ではない。	通報の事実が確認できたため、指定管理者の指定元である課に対し、組織の方針に基づいた適切な対応を指導するよう指示した。
H30.8月 ⑦	ある公益的法人で、ここ数年、主に若手職員が相次いで退職している。組織のマネジメント等何に問題があるのか検証して改善すべきだ。	所管課に対し、通報内容の事実確認を行い、良好な職場環境づくりに配慮するよう求めた。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

前月(9月)に受理した通報はありません。

2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。